

災害時における発電機の借用に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社立山工業株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、千葉市域で地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）による停電時における発電機の借用について必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 甲は、災害の発生による停電時に、乙に対し乙の保有する発電機の借用を要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。なお、借用する発電機の型式及び台数については、別に定める。

（支援要請の手続）

第3条 甲は、乙に前条の要請を行う場合、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手先への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（発電機の引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に貸与する発電機の引渡し場所は、乙が状況に応じ指定するものとする。

2 前項の発電機の引渡しは、乙が当該発電機を第3条に定める文書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行なう。ただし、やむを得ない事情により文書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。

なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該発電機の確認及び受領をもって、当該引渡しの完了とする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙から発電機の借用を無償で受けるものとする。

(円滑な運用)

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成24年10月1日から平成25年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、期間満了時からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月1日